

アルコール事業法に基づく許可通知書等への公印の省略について

令和7年5月1日
近畿経済産業局
産業課アルコール室

政府全体として行政のデジタル化に向けた取組を進めており、その一環として、令和2年12月28日付けで、アルコール事業法に基づく申請書、届出書、報告書への押印を廃止したところです。

さらにデジタル化を推進する観点から、令和7年5月1日以降のアルコール事業法に基づく許可通知書等につきましては、公印を省略することになりましたのでお知らせいたします。